

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。

これを受けて、国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされている。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなど、事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

よって、八王子市議会は、政府に対し、こうした状況の中で、すべての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生の取り組みが地方自治体で進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
2. 少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等について実効性ある施策を進める観点から、子ども等に係る医療の支援策を幅広く検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 6 月24日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣	} あて
総 務 大 臣	
財 務 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	

妊娠相談等に関する全国共通ダイヤルの設置及び地方公共団体の
相談体制の充実強化への支援に関する意見書

妊娠・出産等に関する相談窓口は、都道府県・市町村・各種団体などで開設しており、そこに寄せられる相談件数の総数は年々増加している。望まない妊娠の結末は子どもと母親双方の生命に関わる事故・事件、乳幼児の虐待死などの不幸な事件に至る原因となっており、深刻な社会問題と捉えた厚生労働省は平成23年7月に地方自治体へ相談体制等の整備を図るよう要請している。

熊本市内の民間病院が平成19年度に開設した「こうのとりのゆりかご」には平成25年度までの7年間で101人の子どもが預けられ、また同時に開設した相談窓口への相談件数は大きく増加している。そしてそれらの対象者は熊本県や九州に限らず全国各地からのものとなっている。前述した厚生労働省の自治体への要請以降もこれらの件数が増加し続けているため、これを重く見た熊本市長から国の対応強化を求める要望書が平成26年7月に提出されたが、具体的な対策は講じられていない。しかも望まない妊娠に関わる一連の不幸な出来事や相談が全国的に増加さえしていることを鑑みると、国の一刻も早い積極的な対応が必要である。

よって、八王子市議会は、政府に対し、下記事項について早急に取り組まれるよう、強く要望する。

記

1. 妊娠・出産等に関する24時間365日対応の全国共通ダイヤルの電話相談窓口を国の責任において設置し、全国に周知すること。
2. 地方自治体において相談受付体制の充実強化が図られるよう十分な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

議長 名

内閣総理大臣	} あて
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	

平和安全法制に関する意見書

安倍内閣は5月14日に平和安全法制について閣議決定を行い国会に提出した。我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、国民の命と平和な暮らしを守ることが、政府の最も重要な責務である。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要である。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからである。

切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「我が国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになる。具体的には、武力攻撃には至らないグレーゾーンの事態から我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となる。また、我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでの我が国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要がある。平和安全法制の成立により国際的な平和協力活動に更なる貢献をすることが可能となる。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、自衛隊法を初めとする関係法制と一体的に審議を進め、国会審議の中で国民の理解を得る努力を図り、必要な審議が尽くされた際には、平和安全法制の今国会での成立を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

議 長 名

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
外 務 大 臣	
内 閣 官 房 長 官	
安全保障法制担当大臣	

「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書

衆議院において「国際平和支援法案」（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案）と、「平和安全法制整備法案」（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案）の2法案からなる「安全保障関連法案」の審議が5月26日から行われている。

前者の「国際平和支援法案」は、多国籍軍などへの後方支援を随時可能にする新法であり、後者の「平和安全法制整備法案」は、自衛隊法、国連平和協力法、周辺事態安全確保法、事態対処法、国家安全保障会議（NSC）設置法など10本もの法改定を一括して行う内容となっている。

この「安全保障関連法案」は、昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定及び本年4月末の「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」を実現するための法整備であり、自衛隊が、日本（周辺）有事に限らず、いつでも、世界のどこでも、武力行使を可能とし、米国をはじめ戦争する他国軍への軍事支援を可能とするものである。

しかし、国会における法案審議において、法律の解釈、用語の定義、様々な判断基準、現状認識など、政府の説明は分かりにくく、明確ではない。マスコミの世論調査でも「十分な説明をしていない」と答えた国民は8割以上に上っている。

政府は長年にわたって「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回、圧倒的多数の憲法学者が法案を憲法違反だと指摘している。政府が合憲と主張する根拠はことごとく破綻している。2法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、到底認めることはできない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、「安全保障関連法案」を速やかに撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年6月24日

議 長 名

内閣総理大臣	} あて
総務大臣	
法務大臣	
外務大臣	
防衛大臣	

安全保障法制の慎重審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案（国際平和支援法案及び平和法制整備法案）を提出した。安倍総理大臣は法案提出前に、今国会での成立をアメリカで誓約したばかりでなく、平和法制整備法案は自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）等10本もの法改正を一つに束ねたものであり、審議を簡略化しようとしている。

安全保障関連法案は、集団的自衛権の行使を認め、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にする内容となっている。歯止めとされる「新三要件」は、他国に対する武力攻撃でも、「日本の存立が脅かされた」と政府が判断すれば集団的自衛権を発動できる便宜的・意図的な解釈が可能なものであり、容認できない。

国際平和支援法案では、自衛隊の海外派遣に国会の事前承認を義務付けているが、期限を切った承認を国会に義務付けていることは国会審議を形骸化しかねない。また、自衛隊を派遣する地域を「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」とし、他国軍への後方支援の拡大など、その活動が武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた「海外で武力行使は行わない」という原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持するとともに、国民の生命、財産及び我が国の領土、領海を確実に守る外交安全保障政策を構築する責任がある。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、安全保障法制関連法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での改正・成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

議 長 名

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
外 務 大 臣	
防 衛 大 臣	
内 閣 官 房 長 官	

垂直離着陸輸送機C V22オスプレイの横田基地配備計画に関する決議

2015年5月11日、米国政府は、米空軍の垂直離着陸輸送機C V22オスプレイを2017年から10機、横田基地に新たに配備すると発表した。しかし、八王子市に対しては6月3日現在まで特段の説明はなく、情報提供が行われたに過ぎない。

横田基地周辺市町は、2013年7月にC V22オスプレイについて、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすことなく、横田基地への配備が行われることのないよう国や米軍に対し要請を行ってきた。

そのような中、今回もまた、地元及び周辺自治体、周辺住民に対する十分な説明責任を果たすことなく、安全性への疑問が払拭されないC V22オスプレイの横田基地への配備計画が突然発表された。

さらに、配備計画発表後の2015年5月18日（日本時間。現地時間17日）に、MV22オスプレイが、米国ハワイ州において、乗組員に死亡者及び多数の負傷者を出す事故を起こした。これを受け周辺住民の同機への安全性に対する懸念はますます大きくなっている。

したがって、八王子市議会は周辺住民の生活を守る立場から、C V22オスプレイの横田基地配備計画に強い憂慮の念を示すものである。

以上、決議する。

2015年6月24日

八王子市議会